

(その四)

整備項目表 (公園等)

公園等の名称	
所在地	

1 出入口	(1) 幅は、内法を1.2 ^の m以上	m			
	(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段の禁止	適・否			
2 園路	(1) 幅員は、1.2m以上	m			
	(2) 縦断こう配は、1/12以下	1/			
	(3) こう配が連続する場合は、50m 以内ごとに1.5m以上の水平部分の設置	■			
	(4) 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否			
	(5) 手すり等の設置	有・無			
	(6) 排水溝の構造	ア 車いす使用者が通過する際に支障がない構造	適・否		
		イ 車いすのキャスター及びつえ等が落ち込まない溝ふたの設置	適・否		
	(7) 段の構造	ア 手すりの設置	有・無		
		イ 回り段の禁止	適・否		
		ウ 表面は、滑りにくい仕上げ	適・否		
		エ 段は識別しやすいもの、かつ、つまづきにくい構造	適・否		
		オ 階段の上端に近接する園路等に注意喚起用床材の敷設	有・無		
		カ 傾斜路等の構造	(7) 幅は、内法を90 ^の cm以上	■	
			(4) こう配は、1/12以下 (傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8 以下)	1/	
	(6) 高低差75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場の設置		m		
	(E) 手すりの設置		有・無		
	(4) 表面は、滑りにくい仕上げ		適・否		
(4) 識別しやすい傾斜路	適・否				
(キ) 傾斜路の上端に近接する園路等に注意喚起用床材の敷設	有・無				
(8) 誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設	有・無				
3 便所	(1) 利用者の用に供する便所の設置	有・無			
	(2) 車いす使用者便所の構造	ア 車いす便所の面積	m ²		
		イ 腰掛便座の設置	有・無		
		ウ 手すりの設置	有・無		

	(3) 車いす使用者便房及び便所の出入口の幅は、内法を 80cm 以上		cm			
	(4) 出入口は戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造		適・否			
	(5) 出入口に、車いす使用者が通過する際に支障となる段の禁止		適・否			
	(6) 車いす使用者用便房を設置した旨を適切な方法での表示		有・無			
	(7) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面器の設置		有・無			
	(8) 床置き式で両側に手すりが適切に配置されている小便器の設置		有・無			
4 駐車場	(1) 車いす使用者用駐車施設の設置		有・無			
	(2) 車いす使用者用駐車施設の構造	ア 車いす使用者用駐車施設へ通じる出入口に近い位置に設置		適・否		
		イ 幅は、 3.5m 以上		m		
		ウ 車いす使用者用駐車施設である旨の見やすい表示		有・無		
	(3) 車いす使用者用駐車施設に至る通路の構造	ア 表面は、滑りにくい仕上げ		適・否		
		イ 段の構造	(7) 手すりの設置		有・無	
			(4) 回り段の禁止		適・否	
			(9) 表面は、滑りにくい仕上げ		適・否	
			(5) 段は識別しやすいもの、かつ、つまづきにくい構造		適・否	
		ウ 排水溝の構造	(7) 車いす使用者が通過する際に支障がない構造		適・否	
			(4) 車いすのキャスター及びつえ等が落ち込まない溝ぶたの設置		適・否	
		エ 1以上の通路の構造	(7) 幅員は、 1.2m 以上		m	
			(4) 高低差がある場合の措置	a 傾斜路等の設置		有・無
				b 車いす使用者用特殊構造昇降機の設置		有・無
			(9) 傾斜路等の構造	a 幅は、内法を 1.2m 以上(段を併設する場合は、 90cm 以上)		m
				b こう配は、 $1/12$ 以下(傾斜路の高さが 16cm 以下の場合、 $1/8$ 以下)		$1/$
	c 高低差 75cm 以内ごとに踏幅 1.5m 以上の踊場の設置				m	
	d 手すりの設置			有・無		
	e 表面は、滑りにくい仕上げ		適・否			
f 識別しやすい傾斜路		適・否				
5 案内標示	(1) 高さ、文字の大きさ等の、高齢者、障害者等への配慮		適・否			
	(2) 点字による表示		有・無			
	(3) 車いす使用者用便所を設けた場合の表示		有・無			